

③ 補償期間

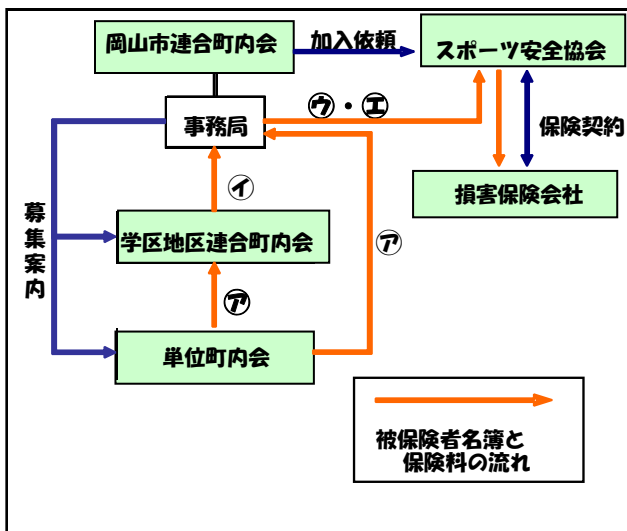
令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで

ただし、下表通り、補償開始日が4月1日にならなかった場合でも、補償の終期は令和8年3月31日午後12時までとなります。※補償期間の長短にかかわらず保険料は800円です。

④ 補償開始日

下表の通り、補償開始日は岡山市連合町内会へ加入手続を行っていただく締切日によって異なりますのでご注意ください。

岡山市連合町内会への加入手続締切日	補償開始日	保険期間・補償期間
令和7年3月24日	令和7年4月1日	令和7年4月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで
令和7年4月7日	令和7年4月14日	令和7年4月14日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで
令和7年4月21日	令和7年5月1日	令和7年5月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで
令和7年5月24日	令和7年6月1日	令和7年6月1日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで
令和7年6月22日	令和7年6月30日	令和7年6月30日午前0時～令和8年3月31日午後12時まで



⑦被保険者(保険の対象となる方・補償の対象となる方)を単位町内会で取りまとめていただき、学区地区連合町内会へ被保険者名簿と保険料をご提出いただくか、直接岡山市連合町内会事務局までご持参ください。
(直接事務局へ振込を希望される方は、事務局へ連絡してください。郵便振込用紙を送付します)

①学区地区連合町内会は、各単位町内会から加入の届出があった場合は、被保険者名簿と保険料をとりまとめ、事務局へ提出してください。

②毎月の加入手続締切日までに到着した被保険者名簿と保険料を岡山市連合町内会事務局からスポーツ安全協会へ提出・振込みを行います。

③加入手続が完了すれば、補償がスタートします。

⑤ 補償の失効

次の場合は、補償の効力が失われますので、ご注意ください。

- 加入者が他市町村に転居した場合
 - 掛金が未納の場合
 - 保険金支払事由に該当しない事故等で加入者(被保険者)が死亡した場合
- 等

⑥ 補償対象となる団体活動 *

- 町内会が開催又は参加するボランティア等の地域活動
 - 総会、役員会等の会議や研修会
 - 町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等
 - 回覧板の回付
 - 活動の往復途上での事故については、自宅を出てから活動を終えて帰宅するまでの間が対象
- 等

⑦ 保険金が支払われない場合 *

- 町内会や連合会の活動中以外の事故
 - 被保険者の故意又は重大な過失、法令違反による事故
 - 活動の往復途上での事故は、通常の移動経路を離れた場合については補償の対象外
 - むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
- 等

*対象となる事故、支払われる保険金、保険金が支払われない主な場合については「令和7年度スポーツ安全保険のあらまし」をご確認ください。
本共済制度は、(公財)スポーツ安全協会を契約者とした「スポーツ安全保険」のA2プランを活用しております。このプランはスポーツ安全保険(スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯通傷害保険、スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険)の概要についてご紹介したものです。ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。

詳細は保険約款及び特約書によりますが、ご不明な点等ございましたら(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険株式会社欄までお問い合わせください。
<共同引受保険会社>あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 AIG損保 三井住友海上 東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社として、上記損害保険会社8社との共同保険となっております。

<本共済制度加入手続きに関するお問い合わせ先>
岡山市市民協働企画総務課内 岡山市連合町内会 TEL: 086-803-1063
<事故が発生し保険金請求される場合の連絡先>
東京海上日動火災保険(株) 中・四国スポーツ安全保険コーナー TEL: 0120-789-085
<スポーツ安全保険の内容に関するお問い合わせ>
(スポーツ安全協会) 岡山県支部 TEL: 086-201-3811
(引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 公務第二部文教公務室 TEL: 0120-233-801

2025年1月作成
24T-002093